

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	2-3-2		事業名	児童移動介護の対象年齢拡大
担当	保健福祉局保健福祉部障がい福祉課 庄中・油井 (211-2936)			
全体計画（当初）				
事業内容	児童の移動介護は屋外での移動に著しい制限のある18歳未満の全身性障がい児、視覚障がい児、知的障がい児に対して、外出の際の介護を行うものであり、支援費制度において新たに設けられたサービスである。 本市では障がい児を対象とした移動介護が支援費制度の施行を契機とした新規の事業であったことから、サービス提供基盤等を総合的に勘案し、15歳以上を対象にスタートした。しかし、対象年齢の拡大が強く求められていることから、平成17年度までに年齢制限を撤廃する。		＜年度別の事業内容＞	
			15年度 15歳以上18歳未満 16年度 小学生以上18歳未満 17年度 0歳以上18歳 18年度 平成18年10月以降は、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の移動支援事業として引き続き年齢要件を撤廃し事業実施。	
事業内容 （量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
	単独では外出が困難な6歳以上の障がい児（未就学児童を除く）を移動介護の対象とした。		平成17年4月から、年齢要件を撤廃し事業実施。	
事業内容 （量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	引き続き年齢要件を撤廃し事業実施。		段階的に年齢要件を拡大してきた。	
		課題		
		新制度の定着を図る必要がある。		
19年度以降の方向性・事業の予定				
平成16年度より2年間で段階的に年齢要件を引き下げ、年齢要件を撤廃した。今後は、制度の安定した運営を行っていく必要がある。				

